

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報(R1.5.31 第 506 号より)

●貸切バスによる死傷事故の発生を踏まえた取組の徹底

4月21日神戸市JR三宮駅前において乗合バスの死傷事故がありました。その後、5月24日にも滋賀県の名神高速道路の草津ジャンクション付近で貸切バスが乗用車に衝突し、他の2台の乗用車を巻き込む多重事故がありました。乗用車に乗っていた1名が死亡し、16名が重軽傷を負いました。

事故原因については調査中ですが、運転者の前方不注意によるものと思われます。事業者様につきましては、事業用自動車の安全確保に万全を期すため、次の事項について改めて周知徹底をお願い致します。

- ・乗務割は関係法令に基づいて作成し、運転者に過労運転をさせない
- ・運転者の健康状態、疲労状態等を把握し、安全運転に不安のある運転者は乗務させない
- ・運転者は疲労や眠気により安全運転ができないと感じたら申し出ること、運転中であれば運転を中止し休憩又は睡眠をとることを徹底させる
- ・運行中注意を要する箇所は、点呼等で事前に運転者に伝え、注意を徹底させる
- ・安全速度での運転など道路交通法等の法令遵守を運転者に徹底させる

●トラックドライバーの荷役作業・附帯業務の記録について

長時間労働是正のため、6月15日よりドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合の乗務記録の記載対象に、荷待ち時間等に加え、集貨地点等での荷役作業、附帯業務が追加されます。

(1)対象車両

車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合

(2)対象作業

- ・荷役作業(例)積込み、取卸し
 - ・附帯業務(例)荷造り、仕分、横持ち・縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業
- ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されており、所要時間が1時間未満である場合は記録不要です。

詳細は以下をご覧ください

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000184.html

●重大事故情報

(1)乗合バスの車内事故①

5月24日午後2時頃、長崎県の県道バス停に乗客2名を乗せた乗り合いバスが停車し、乗客1名が降車した後、運転者が降りる人はいないと思い、バスを発車させたところ、降車するために立ち上がっていた乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(2)乗合バスの車内事故②

5月25日午後6時頃、三重県の県道において、乗合バスが乗客11名を乗せ運行中、信号待ちのため停車している際に、両替のため立ち上がった乗客が、発進の揺動により転倒した。この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3)乗合バスの車内事故③

5月29日午後2時頃、福岡県の国道において、乗合バスが乗客10名を乗せ運行中、バス停で停車するために制動操作を行ったところ、降車するために立ち上がり移動していた乗客が転倒した。この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4)乗合バスの死傷事故

5月29日午前9時頃、千葉県の新宿駅ロータリーにおいて、乗合バスが回送運行中、道路を横断していた歩行者をはねた。この事故により、歩行者が死亡した。